

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 2 号		平成 2 9 年 2 月 9 日 受 理
件 名	年金の毎月支給を実現するよう国に意見書の提出を求める陳情	
陳 情 者	秦野市上今川町7-21 全日本年金者組合秦野支部 委員長 若井 吉太郎	
陳 情 の 要 旨		
<p>偶数月の15日、午前中の銀行窓口は、大変な混雑になっていることは御存じでしょうか。言うまでもなく、年金支給が2カ月に1回、偶数月の15日とされているため、この日は、1日も早く年金を受け取らなければ、暮らしていけないという切実な現実があります。</p> <p>高齢者にとって年金は命綱です。年金受給者の半数近くが、月額10万円未満で、2015年4月の老齢基礎年金は、満額でも1ヶ月当たり約6万5,000円です。また、老齢基礎年金のみで、月額平均5万円弱の受給者が800万人もいます。</p> <p>私たち年金者組合は、年金削減を停止し、物価上昇に見合った増額をすること、そして最低保障年金制度を創設して無年金者・低年金者の暮らしを守ることが急務であることを訴えております。</p> <p>高齢者が低額な年金で2カ月間、計画的に暮らすことは困難を伴います。せめて毎月支給であれば、暮らしのやりくりをつけることもできます。</p> <p>年金の隔月支給は、国際水準からいっても遅れています。国は支給手続きの煩雑さなどを理由としているようですが、支給する側の都合ではなく、受給する生活者の立場に立てば、毎月支給は当然のことです。それを避けているのは、国の怠慢と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>高齢者は、年金の削減、医療費の負担増などによる経済的不安に加え、介護の不安を抱えながら暮らしています。高齢者の暮らしを守る立場から、年金の毎月支給を実現するよう、国へ意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>高齢者の暮らしを守る立場から、年金の毎月支給を実現するよう、国に意見書を提出すること。</p>		

2月20日の議会運営委員会において配付にとどめるものと決定したものです。